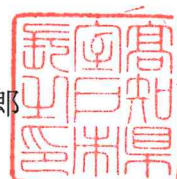


地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約の  
公表について

令和 6 年度 新村遊歩道駐車場トイレ清掃作業委託業務について、地方自治  
法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、随意契約を締結したので、  
室戸市契約規則第 31 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 1 日

室戸市長 植田 壯一郎



記

(1) 物品又は役務の名称 及び数量	令和 6 年度 新村遊歩道駐車場トイレ清掃作業委託業務
(2) 契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日
(3) 契約者氏名 (名称) 所在地	公益社団法人室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津 26 番地 5
(4) 契約金額	¥946,000 以内
(5) 契約を決定した理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条 第 1 項に該当するシルバー人材センターであり、 かつ見積金額が予定価格内であったため。
(6) 契約に関する事務を 担当する部署の名称 及び所在地	室戸市室戸岬町 1810 番地 2 室戸市観光ジオパーク推進課 Tel0887-22-5161